

練馬区小中一貫教育推進会議の設置・運営について

(設置)

- 1 文部科学省委託事業「小中一貫教育校による多様な教育システムの調査研究」の実施に関する協議およびさまざまな小・中学校の状況に応じた小中一貫教育の進め方を検討するため、練馬区小中一貫教育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(検討および報告)

- 2 推進会議は、次の各号に掲げる事項について検討する。
 - (1) さまざまな小・中学校の状況に応じた小中一貫教育の進め方
 - (2) 小中連携推進教員の育成方法・研修プログラムに関すること
 - (3) 小中一貫教育校の教育活動の検証および小中一貫教育の評価手法の開発
 - (4) その他、委員長が必要と認める事項前条の各号における検討の結果について、教育委員会教育長へ報告を行う。

(構成)

- 3 推進会議は、委員長、副委員長および委員をもって構成し、委員の構成および委員長・副委員長は別表 1 のとおりとする。

(部会の設置)

- 4 推進組織の下部組織として、下記の部会を設置する。
 - (1) 小中連携推進教員育成研修部会
推進会議の所掌事項のうち、小中連携推進教員の育成方法・研修プログラムについて検討し、推進会議に報告する。
部会の委員および部会長は、別表 2 のとおりとする。
 - (2) 小中一貫教育校検証部会
推進会議の所掌事項のうち、小中一貫教育校の教育活動の検証および小中一貫教育の評価手法の開発について検討し、推進会議に報告する。
部会の委員および部会長は、別表 3 のとおりとする。一部の委員については、平成 26 年度から参加する。

(協力委員)

- 5 推進会議および部会の検討に資するため、協力委員を設置する。推進会議委員会および部会長は、必要に応じて協力委員の会議への参加を求めることができる。

(任期)

- 6 推進会議および部会の委員の任期は1年とし、再任することができる。ただし、平成25年度の任期については、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。
任期途中で委員が交代する場合、交代後の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

- 7 推進会議は委員長が招集する。委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。委員長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

推進会議および部会の会議の運営に関わる事項は、それぞれの会議において決定する。

(設置期間)

- 8 推進会議および部会の設置期間は、平成25年11月19日～平成28年3月31日とする。

(庶務)

- 9 推進会議の庶務は、教育委員会事務局教育振興部教育企画課および教育指導課において処理する。

(委任)

- 10 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

別表 1

練馬区小中一貫教育推進会議		人数
委員長	学識経験者	1名
副委員長	学識経験者	1名
委員	練馬区小学校PTA連合協議会	1名
	練馬区立中学校PTA連合協議会	1名
	練馬区立小中一貫教育校 大泉桜学園校長	1名
	練馬区立小学校長会	1～2名
	練馬区立中学校長会	1～2名
	練馬区立小学校副校長会	1名
	練馬区立中学校副校長会	1名
	教育振興部長	
協力委員	小中連携推進教員	6～7名

別表 2

小中連携推進教員育成研修部会		人数
部会長	学識経験者	1名
部会員	練馬区立小学校長会	1名
	練馬区立中学校長会	1名
	練馬区立小学校副校長会	1名
	練馬区立中学校副校長会	1名
	統括指導主事	1名
	指導主事	1名
協力委員	小中連携推進教員	6名

別表 3

小中一貫教育校検証部会		人数
部会長	学識経験者	1名
部会員	練馬区立小中一貫教育校 大泉桜学園校長	1名
	練馬区立大泉学園緑小学校長	1名
	練馬区立小学校長会	1名
	練馬区立中学校長会	1名
	教育指導課長	-
	教育企画課長	-
協力委員	研究協力者	1名
	小中一貫教育校大泉桜学園教職員	-

平成 26 年度から参加する部会員

部会員	練馬区小学校 P T A 連合協議会	1名
	練馬区立中学校 P T A 連合協議会	1名
	桜連絡会	1 ~ 3名
	大泉桜学園学校評議員	2名
	大泉桜学園学校応援団	2名
	町会	1名